

# 輝く介護

第5号

2004年(平成16年)  
12月7日発行

特定非営利活動法人 かまくら地域介護支援機構  
連絡事務所 〒247-0061 鎌倉市台 2-8-1 台在宅福祉サービスセンター内  
0467(46)0788 Fax0467(46)0059  
URL: <http://www.kamashien.com> e-mail: [jimu@kamashien.com](mailto:jimu@kamashien.com)

## 地域の力を結集しましょう ~ 鎌倉市地域福祉計画の策定から ~

### 少子高齢化時代を迎えて

少子高齢化が進んでいる鎌倉を市民はどのように感じているのでしょうか。

少子高齢化は日本全国の共通の課題ですが、鎌倉市は他都市より進展の速度が速く、その対策の充実と、地域での新しい取り組みの構築が必要であるとの意見を市民の皆さんからいただいています。

一方で、鎌倉市内の高齢者約4万人うち約85%の3万4千人は元気な方々で、これらの方々が自分のできる範囲で地域に貢献したいと思っても、「きっかけ」がないとの声が聞かれます。また、現役世代の市民の多くは、日頃から忙しく「福祉」への関心が薄いのが現状です。住まいの近くにどのような市民が暮らしているか、意外と知らないのではないのでしょうか。市の調査でも近所づきあいは「挨拶程度」が大半を占めています。「福祉」に関心を持つ「きっかけ」は、家族が出産、子育て、病気または障がいなどで介護が必要になった時がほとんどで、自分自身の問題になって初めて意識を持つようです。

### “地域の力”に注目を

住民の福祉への気持ちや想いは地域や年齢で異なりますが、地域には多くの経験を持った人材や、地域密着型の事業所が多数存在します。これらは「地域の力」であり、社会資源としての更なる可能性を秘めています。

また、高齢者だけではなく、地域で暮らしている一般のサラリーマンや地元商店会、企業、社会福祉従事者、生涯学習や市民活動に取り組んでいる人々の相互交流が重要であり、この交流をきっかけに、地域で共に支え合える社会を作ることができます。

### 地域でサービス提供の新しい仕組みを

介護や助けを必要としている市民の要望を、どのように受けてどのように提供するかが行政としての課題です。公的サービスも介護予防の必要性が話題となっています。

これからは、行政の行う公的福祉サービスの範囲を越えての対応が求められるようになってきます。これに応えるためには、公的なサービスとそれ以外のサービスを繋ぎ、必要な時に適切なサービスが提供できる仕組みが必要です。新しい仕組みづくりには行政、福祉活動の担い手や事業者だけでなく、地域に住む人々も、互いに支え合い、助け合うことが重要となってきます。

鎌倉の福祉にかかわる皆さんが日頃の活動を通じて得た経験と実績は、これからの地域の健康と福祉を展開する原動力です。地域の力を結集し、地域福祉の推進と健康増進を図るための新しい仕組みづくりや施設の充実に取り組んでいきたいと考えています。

(鎌倉市福祉政策課 嶋村豊一さんに寄稿をお願いしました。)

# かまくら介護・なび

<http://www.kamashien.com>

かまくら地域介護支援機構のホームページが装い新たになりました。より良い介護保険の利用のために、活用していただければ幸いです。

リニューアルオープン  
ご利用をお待ちしています！



## 介護保険のQ & A

介護保険に関する質問と回答です。「介護保険サービスの苦情相談室」などでよく聞かれる質問を取り上げています。このページを見て、ご自分が知りたい内容に近い質問があれば、さらに詳しい情報へ飛べるようになっています。

## 初めての介護保険

初めて介護保険を利用するための手順がわかるページです。要介護認定のための申請、要介護認定を受けた後に重要なケアマネジャーを選ぶときのポイントを紹介しています。ケアマネジャーの空き情報、ケアマネジャーの上手な活用方法へもリンクしています。

## 介護保険活用法

介護保険で利用できるサービスがわかるページです。家庭で受けるサービス、施設に日帰りして受けるサービス、施設に短期間入所し

て受けるサービス、費用の一部が支給されるサービス、施設に入所して受けるサービスを説明しています。

また、サービス提供事業者のチェックポイントや、介護保険以外の市民参加型ホームヘルプサービスや高齢者給食サービスの市民団体等のページへもリンクしています。

## 介護保険とは

介護保険制度の仕組みがわかるページです。介護保険制度はいつから始まった？、介護保険の収支はどうなっている？など制度の運営に関することから、介護保険利用の手順がわかります。

## お知らせ

かまくら地域介護支援機構で開催するイベントなどの紹介ページです。その他、介護保険に関する最新ニュースも載せていく予定です。

？ ？ ？ ？ ？ ？ ？ ？

この他、かまくら地域介護支援機構の紹介、支援機構で実施している「介護サービス利用者アンケート結果」、機関誌「輝く介護」バックナンバーなどもご覧になれます。

まだ不十分な箇所も多いので、順次充実していきたいと考えています。ご覧になった皆様からのご意見もお待ちしています。ご意見は、ホームページのメールでどうぞ。

# 鎌倉ケアマネ連絡会

介護保険制度と利用者をつなぐ重要な役割を担うケアマネジャーの資質向上を目的に、市内の居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーが集まり活動しています。

今年度は、8月より3回にわたり、神奈川県立保健福祉大学の峯尾武巳先生を講師にお迎えして研修会を開催し、毎回多数の参加者がありました。今後も月例で勉強会を開催していく予定です。

ケアマネジャーとは、在宅生活の介護の目標や目的を利用者や家族の方と一緒に考えて介護サービス計画(ケアプラン)をつくる専門職です。利用者がどんなサービスが必要で、どのように使いたいのか、サービスを利用するための助言や調整を行います。

ケアマネジャーの仕事の第一歩は利用者や家族の考えを傾聴することから始まります。身体の状態や生活上で困っていることなどを聞いてケアプランの作成に取り掛かります。

一人ひとりの生き方を理解した上で、必要なサービスを適切に利用できるようなプランをつくるためには、初めての訪問では十分なコミュニケーションが取れない場合が多く、利用者や家族の方に理解していただくことがケアマネにとっての大きな課題となっています。ケアマネとは十分話し合いを重ねてください。

## 施設紹介 グループホーム 虹の家

グループホーム虹の家は、2003年7月に稲村ガ崎の駅から程近い住宅地に開設されました。痴呆症の高齢者が、落ち着いて自分らしく暮らせる場を提供したいという共通の思いを、3名の看護師が3年の準備期間を経て実現させたものです。



その活動の理念は、「自立した生活が困難になった利用者が、その人らしく安心して家庭的な生活を心豊かに過ごすことができる場を提供するとともに、地域の福祉の向上に貢献する」というものです。現在は9名の入居者が、スタッフ達に支えられながら、掃除や調理を手伝ったり趣味の教室に参加するなど、共同で日常の生活を自由に送っています。

運営母体である「NPO 法人虹の会」の理事長で施設の介護者でもある亀井よね子(写真下)さんは、訪問看護の経験から多くの高齢者やその家族と接してきました。「痴呆症は新しいことの記憶が難しくなる病気です。ですからここでは一瞬一瞬を楽しんで満足してもらうことを第一に考えています。」そうした中で利用者の状態が少しでも安定し、よりよい暮らしができるよう環境を整えていきたいと言います。

また、地域に溶け込むことを大切に考え、近隣の人々にも痴呆症を理解してもらえるよう努めてきました。今では、利用者も地域の住民の一人として受け容れられています。また必要な際には、介護に関する情報提供などを行うことで地域での貢献を目指していきます。今後は、利用者の家族とも旅行を企画するなど交流を深めていく予定です。

スタッフも日々共に学びながら家庭的な生活を営んでいく、そんな温かい施設でした。



# 介護保険サービスの 苦情相談室

お気軽にお電話ください  
月・水・金 9:00～16:00  
0467(46)0016

相談員は介護保険サービス利用者が、サービス提供側への直接交渉でトラブルが生じた場合の、問題解決のための仲介役。言わば、利用者が施設やサービス提供事業者、行政に直接言いにくい苦情(疑問や不安)に耳を傾け、利用者サービス提供側との『橋渡し役』を担います。

平成 16 年度前半の苦情相談室へ寄せられた苦情・相談の数は、昨年度の同時期を大きく上回っています。また、内容も苦情より、介護保険の利用に関する基本的な相談が多くなっています。よくある相談からいくつかをご紹介します。

Q. 要介護認定を受けたが、介護保険サービスを受けるにはどうしたらよいか。

A. ケアマネのいる居宅介護支援事業者を選び、ケアマネとよく相談しながらケアプランを作ります。

Q. 介護認定が非該当になったが、状態が悪くなったらどうするのか。

A. 改めて認定の申請をします。

Q. 決められたサービス以外の用事をヘルパーに直接頼んでも良いか。

A. ケアプラン以外のサービスは急には受けられません。必要と思われるサービスはケアマネに相談してください。

Q. 担当ケアマネが忙しくて、なかなか連絡が取れない。

A. ケアマネの所属する事業所に連絡をしてください。

Q. 施設への入所申し込みがなかなか受けしてもらえない。

A. 施設の入所希望者が多く、すぐの入所は難しい状況です。在宅介護支援センターと相談して、根気よく探してください。

Q. デイサービス以外に他のサービスを利用したいがどうしたらよいか。

A. 担当のケアマネに希望を伝え、よく相談してください。

Q. デイケアサービスを使う場合の費用を知りたい。

A. 介護保険の利用者負担とレクリエーション代、食事代等の実費負担があります。

苦情相談室では、このほか介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・デイサービスセンター)8ヶ所を訪問し、相談業務を行っています。

<<<お詫びと訂正>>>

・輝く介護第4号3ページ目、施設紹介の写真で施設長と授産施設長の紹介が反対になっていました。

・同4ページ目、Q&A『最近、介護度別に介護保険の対象となる種類が制限されるようになったので…』とありますが、この時点では制限される方向にあったということで、誤解を生じやすい表記でした。

・上記2点、大変申し訳ありませんでした。書面にてお詫びと訂正をさせていただきます。